

保護者の皆様

新宿区教育委員会教育長 針谷 弘志
新宿区立落合第五小学校長 古賀 靖真

令和5年4月以降の区立学校・園におけるマスクの着用等について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は新宿区立学校・園の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

区立学校・園においては、このたび、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更や文部科学省から新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等が示されたことを踏まえて、区立学校・園におけるマスクの着用について、下記のとおり対応させていただきます。

なお、本方針は令和5年3月24日現在での対応であり、今後の感染状況等によっては、変更となる場合があること、また、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の5類感染症に位置づけられることに伴い、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われる予定であることを予めお伝えさせていただきます。

記

1 学校におけるマスクの着用等について

学校では、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」及び効果的な換気を引き続き励行してまいりますが、学校における教育活動においてマスクの着用を求めることがあります。なお、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童・生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒がいることを踏まえ、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはありません。

また、児童・生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないよう適切に指導してまいります。

2 園におけるマスク着用について

幼児のマスク着用については、これまで「個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律には求めない」こととしており、令和5年4月以降についても、園における教育活動においてマスクの着用を求めることがあります。

3 学校・園における教育活動等について

学校（園）行事においては、感染対策を理由とした参加人数の制限、実施内容の精選及び時間の短縮を行わないことを基本とします。

学校における給食においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底とともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童・生徒の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の対応を講じてまいります。

4 お子様の健康管理について

学校での感染拡大を防止するため、引き続きご家庭において、お子様及びご家族の健康管理にご協力くださいますようよろしくお願いします。

[問合せ先] 副校長 野島 泰一
電話 3227-2103